

令和4年1月14日

学生の皆さんへ

理事（教育・学生・国際担当）

### 学生の県外移動等の取扱いの変更について（通知）

全国的に「オミクロン株」による感染が急速に増加しており、県内においては県外往来によると推察される感染が増加していることを踏まえ、令和4年1月14日から学生の県外移動等の取扱いを以下のとおり変更いたしますので、内容を確認の上ルールを厳守するようお願いいたします。

#### 記

##### 1. 学生の県外移動について

県外移動（全都道府県）は不要不急によるものを控え、真に必要な場合に限り移動日の1週間前までに所属の学務担当に届出し、所属長の了解を得てから移動してください。また、秋田に戻った日から14日間は自宅待機の上健康観察を行いこの間大学構内には入構できません。その間、体調に異変がある場合は、登校せず保健管理センターに連絡してください。

なお、帰県後、特に症状のない方でも不安に感じる場合は秋田県の無料PCR検査を積極的に受けるようにしてください。（詳細はR4.1.5 a・net 通知を確認してください。）

##### 2. 県外からの訪問者との面談（接触）について

大学構内において、県外からの訪問者と面談は行わないでください。真にやむを得ない事情により面談が必要な場合は、面談希望日の1週間前までに所属の学務担当に届出し、所属長の許可を得てください。

なお、学外においても県外からの訪問者との不要不急の接触は避けてください。

##### 3. 会食等

食事の場で感染が発生していることから、会食はできるだけ控えてください。また、現在の感染の拡大状況を踏まえ、会食を行う場合でも4名以下とし、できるだけ長時間を避け、「なるべく普段一緒にいる人」と「マスク会食」を行うとともに参加人数に応じた席の配置や換気の徹底など感染リスクを回避することに留意してください。

##### 4. 健康観察及び行動の記録

学生自身が「感染しない」、 「感染させない」という意識を強く持って行動してください。

また、「健康観察（健康観察 CHAT）」及び「行動の記録」は、県外移動にかかわらず毎日行ってください。自身、友人、バイト先及び同居人等に感染の疑いが生じた場合は記録の提出を求めることがあります。

## 5. 留意事項

- ①本通知以外に所属学部から別途学外実習等の参加に伴う条件（通知）がある場合は、その指示に従ってください。
- ②ワクチン接種者でも感染（ブレイクスルー感染）する可能性がありますので、2回接種を終えても気を緩めることなく、3密を避けるなど基本的な感染防止対策の徹底及び感染リスクが高まる行動を控えるようお願いします。
- ③県外移動の届け出は移動の1週間前としていますが、緊急に移動をする場合は、その時点で速やかに届出してください。
- ④マスクについては、不織布タイプを利用するなど防御能力のあるものを利用するとともに、適切な装着方法で使用する（鼻を出さない、ノーズワイヤーを調整して顔に密着させる等）ようお願いします。
- ⑤新型コロナウイルス感染症に関連する差別や誹謗中傷をしてはいけません。相手を思いやる温かい心を持って冷静に行動してください。
- ⑥大学のルールを遵守しない場合は、処分の対象となることがあります。
- ⑦今後の感染状況によっては取扱いを変更することがありますので、少なくとも1日1回は a・net を確認してください。

担当：秋田大学総合学務課